

## 「配偶者控除の見直し」（平成 24 年度税制改正要望）について

「女性の活躍による経済社会の活性化（中間報告）」において、女性が潜在力を十分に発揮しにくいことの要因の一つとして、固定的な性別役割分担意識を前提とした社会制度・慣行等が指摘された。また、今後更に検討を行う「重点課題」とされた。

社会制度・慣行のうち、所得税・個人住民税については、これまでの各般の議論を踏まえ、平成 24 年度税制改正要望において下記のとおり、厚生労働省と内閣府が共同で見直しの要望を行っている。

### 【制度名】

配偶者控除の見直し（所得税・個人住民税における配偶者控除の縮小・廃止を含めた見直し）※厚生労働省と内閣府の共同要望

### 【税目】

所得税・個人住民税

### 【要望の内容】

雇用機会均等・男女共同参画の理念から、働き方の選択に対してできる限り中立的な制度となるよう配偶者控除を見直す。

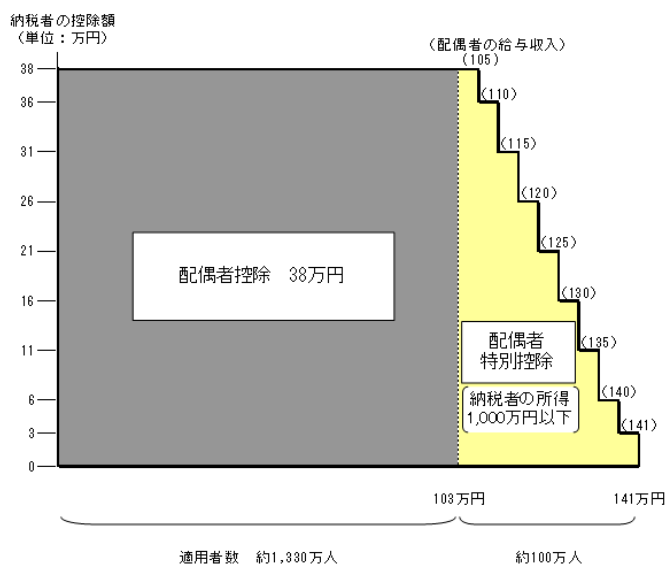
### 【新設・拡充又は延長を必要とする理由】

- ・ 平成 23 年度税制改正大綱（平成 22 年 12 月 16 日閣議決定）では、「配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、配偶者控除については、平成 24 年度税制改正以降、抜本的に見直す方向で検討」するとされている。
- ・ また、第 3 次男女共同参画基本計画（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）では、「国民生活に与える影響に配慮しつつ、配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しの検討を進める」こととされている。
- ・ さらに、税制調査会における社会保障改革案に対する意見（平成 23 年 6 月 16 日）では、「厚生年金の適用拡大等と配偶者控除のあり方の見直しなど、相互に関連する社会保障制度と税制の課題について、一体的に検討を進めること」とされている。
- ・ こうした指摘を踏まえつつ、配偶者控除の見直しを行う必要がある。

## (関連資料)

- 給与所得者以外の人も含めると配偶者控除の適用者は約 1,330 万人、配偶者特別控除の適用者は約 100 万人(注)。
- 給与所得者(1年を通じて勤務した給与所得者)4,506 万人のうち、配偶者控除の適用者は約 24% (約 1,066 万人。非納税者を含む平成 21 年度分)。

図表 1 配偶者控除、配偶者特別控除の仕組みと適用者数



### < 現行の配偶者特別控除制度の仕組み >

- 現行の配偶者特別控除は、配偶者の給与収入が 103 万円を超え、141 万円までの場合に適用され、収入に応じて控除額が増減する仕組み。これにより、手取の逆転現象が解消。

### ● 手取りの逆転現象の解消の具体例

夫の給与収入 1,000 万円と妻の給与収入 100 万円の世帯と夫の給与収入 1,000 万円と妻の給与収入 105 万円の世帯の比較

### < 配偶者特別控除がない場合 >

- ①の世帯の手取額：987 万円（税負担額 113 万円）
- ②の世帯の手取額：981 万円（税負担額 124 万円）

⇒世帯収入が 5 万円増えたにも関わらず手取が 6 万円減少。

### < 配偶者特別控除がある場合 >

- ①の世帯の手取額：987 万円（税負担額 113 万円）
- ②の世帯の手取額：991 万円（税負担額 114 万円）

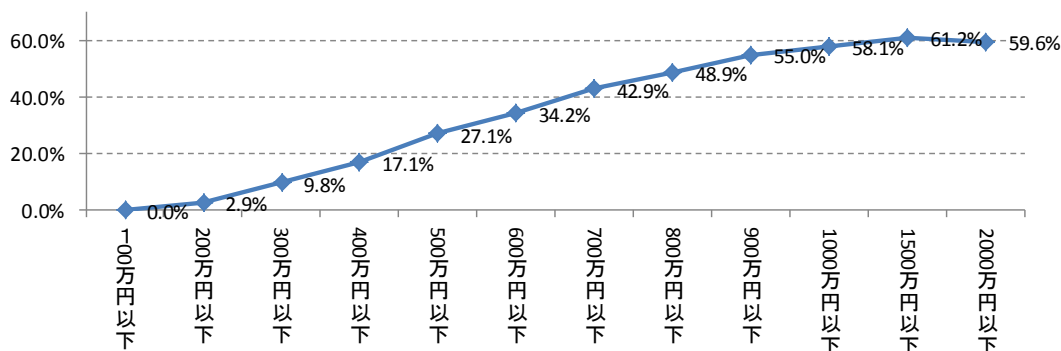
⇒世帯収入が 5 万円増えたことにより手取が 4 万円増加。

資料：国税庁「民間給与実態統計調査（平成 21 年分）」より。

(注)：適用者数は、平成 22 年度予算ベースであり、給与所得者以外の人も含めた数である。

- 配偶者控除の適用割合は、年間給与所得が高いほど、高まる。年間所得 1,000 万円程度で頭打ちになる傾向が見られる。

図表 2 給与階級別の配偶者控除の適用割合



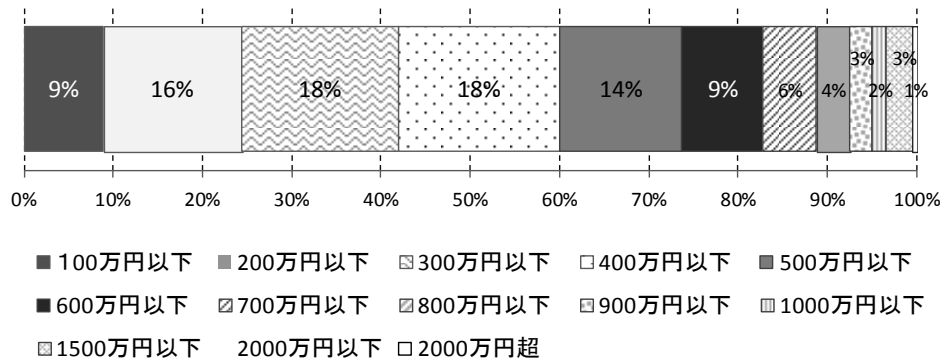
資料：国税庁「税務統計から見た民間給与の実態（平成 20 年分）」より。

(注)：「年末調整を行った 1 年を通じて勤務した給与所得者」の総数に対する配偶者控除の適用者の割合。

出典) 政府税制調査会 第 8 回 専門家委員会(平成 22 年 10 月 19 日)提出資料より。

- 給与階級別給与所得者数の累計をみると、300 万円以下に全体の 42%が含まれる。
- 給与階級 300～400 万円の間には給与所得者の半数が含まれる。

図表 3 給与階級別給与所得者数の比率

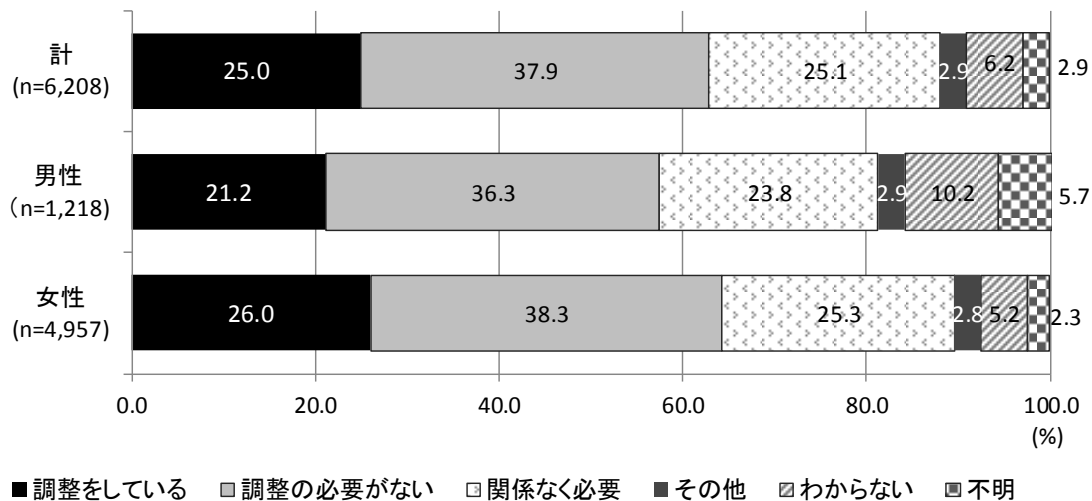


資料：国税庁「民間給与実態統計調査（平成 21 年分）」より。

注：「年末調整を行った 1 年を通じて勤務した給与所得者」の数。

- パートタイム労働者のうち、「就業調整をしている」ものの割合は、25%となっている。

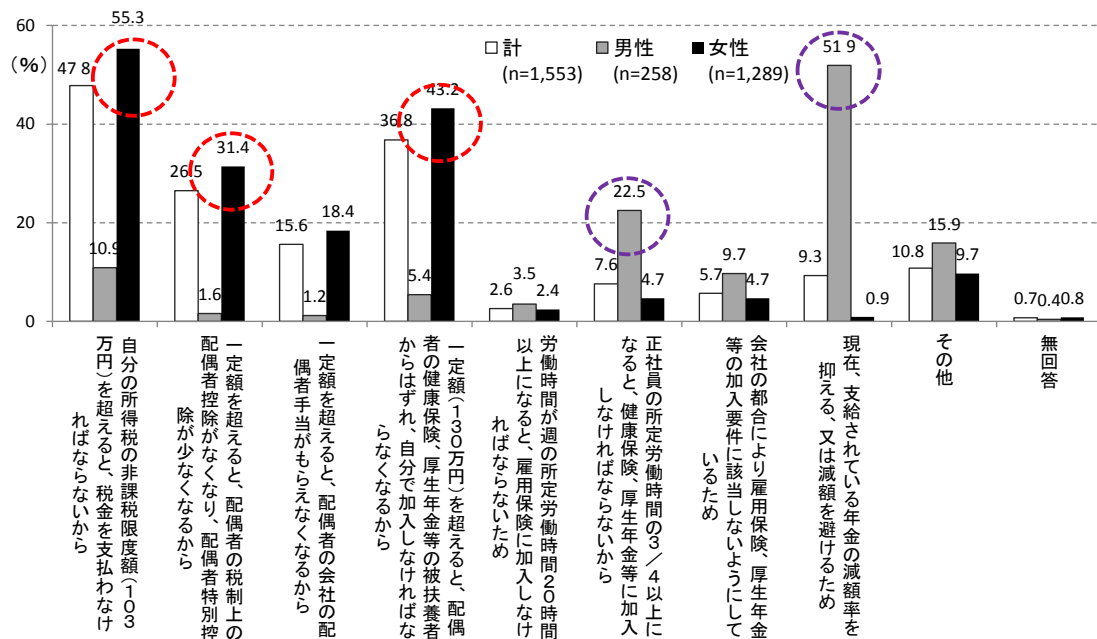
図表 4 パートタイム労働者の就業調整の有無



資料：労働政策研修・研究機構「短時間労働者実態調査」（平成 22 年）より。

- 図表4において「(就業)調整をしている」と答えた人にその理由を尋ねると、女性では「自分の所得税の非課税限度額(103万円)を超えると、税金を支払わなければならないから」が最も多く55.3%と半数を超えている。次いで「一定額(130万円)を超えると、配偶者の健康保険、厚生年金等の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから」が43.2%、「一定額を超えると、配偶者の税制上の配偶者控除がなくなり、配偶者特別控除が少なくなるから」が31.4%となっている。税制や社会保障制度の在り方が女性の働き方に根強い影響を与えている可能性が高い。

図表5 パートタイム労働者が就業調整をしている理由（複数回答）



資料：労働政策・研修研究機構「短時間労働者実態調査」（平成22年）より。

- 試算によると、一般配偶者控除の適用による所得階級別の所得税の減収額は1,000～1,500万円の層で最も高く817億円となる。

（参考）一般配偶者控除による給与階級別所得税の減収額（試算）

※国税庁「民間給与実態統計調査（平成20分）」を基にした関西学院大学上村敏之教授による試算

